

2009年8月5日

各位

オリックス生命保険株式会社

死亡保険の告知書扱による引受限度額を 最大3,000万円に拡大

オリックス生命保険株式会社（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：水盛 五実）は、9月1日より一定条件*を満たした被保険者の告知書扱の引受限度額をこれまでの1,500万円から最大3,000万円まで拡大します。この引受限度額の拡大は、対面販売による定期保険等の死亡保険の取扱いでは業界初の取組みとなります。

* 過去2年以内に検査項目として身体測定、血圧測定、尿検査が含まれる健康診断または人間ドックを受けていることが条件となります。また、引受限度額は、年齢により異なりますので、詳細は別紙をご確認ください。

当社はこれまで、お客さまのニーズにお応えしたシンプルで分かりやすい商品開発を行ってまいりました。今回の取組みも、保険加入に必要となる健康診断書の提出や医師による診査など、これまでお客さまのご負担となっていた手続きを軽減することで、お客さまの利便性向上に寄与することを目的としています。

オリックス生命は今後もお客さまに評価いただける商品開発を継続し、さらなるサービスの強化に取り組んでまいります。

以上

<本リリースに関するお問合せ>
オリックス生命保険株式会社 経営管理部 / 時枝^{ときえだ}・木藤^{きどう}
TEL : 03 - 5326 - 2605

<別紙> 死亡保険の告知書扱による引受限度額

契約可能年齢の範囲と取扱保険金額の制限

取扱商品

ファインセーブ、ロングターム7、定期保険、短期定期保険、終身保険^{*1}、養老保険

^{*1} 無選択型終身保険を除きます。

	2年以内に当社規定 ^{*2} を満たす健康診断か 人間ドックを受診している方	左記条件にあてはまらない方
15歳～21歳	1,500万円	1,500万円
22歳～39歳	3,000万円	1,500万円
40歳～60歳	2,000万円	1,000万円
61歳～65歳	1,000万円	1,000万円

^{*2} 当社規定とは、過去2年以内に検査項目として、身体測定、血圧測定、尿検査が含まれる健康診断または人間ドックを受けていることが条件となります。

- ・ 上記保険金額は、新契約のほかに過去5年以内の告知書扱の有効契約（復活可能期間中の失効契約、同時申込みの契約を含みます）の死亡保険金額を通算します。（無選択型終身保険・第三分野商品の主契約保険金額は通算対象から除外します）
- ・ 全期間の告知書扱・遠隔面接士扱の有効契約（復活可能期間中の失効契約、同時申込みの契約を含みます）の保険金額を通算して、3,000万円^{*3}を限度とします。
^{*3} 遡増系商品は第5年度保険金額を通算します。
- ・ 責任開始日時点での年齢が15歳未満の場合は取り扱いできません。